
令和7年度労使関係セミナー
「カスタマーハラスメント対策～判例の動向や法改正のポイント～」

顧客や取引先による著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント(カスハラ)）については、労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じることを事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が本年6月に成立しました。

今年度のセミナーは、成蹊大学教授の原 昌登先生をお迎えして、カスハラについて、主に使用者に求められる対策に関する講演と最近の紛争事例に関するパネルディスカッションを行い、労使双方が働きやすい職場をめざしてどのように対応していくかについて考えます。

■開催日時

令和7年10月20日(月) 13:30～16:30 (開場 13:00)

■場所

広島 YMCA 国際文化センター「国際文化ホール」
(広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMCA 本館地下1階)

■内容

◆基調講演 (13:30～)

講師：原 昌登氏

(中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授)

◆パネルディスカッション (15:00～)

コーディネーター：原 昌登 氏

パネリスト : 山川 和義 氏 (広島県労働委員会会長・広島大学大学院教授)

有本 慎 氏 (弁護士)

積河内 弘樹 氏 (特定社会保険労務士)

■定員

150名 (要申込、先着順)

■参加費

無料

■申込方法

広島県庁 HP 「令和7年度労使関係セミナーの御案内」から広島県電子申請システムによる申込

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/roudouinkai/07seminar.html>)

■問い合わせ先

広島県労働委員会事務局 電話：082-513-5162 FAX：082-228-2075